

第4次国分寺市障害者計画実施計画(後期)(案)

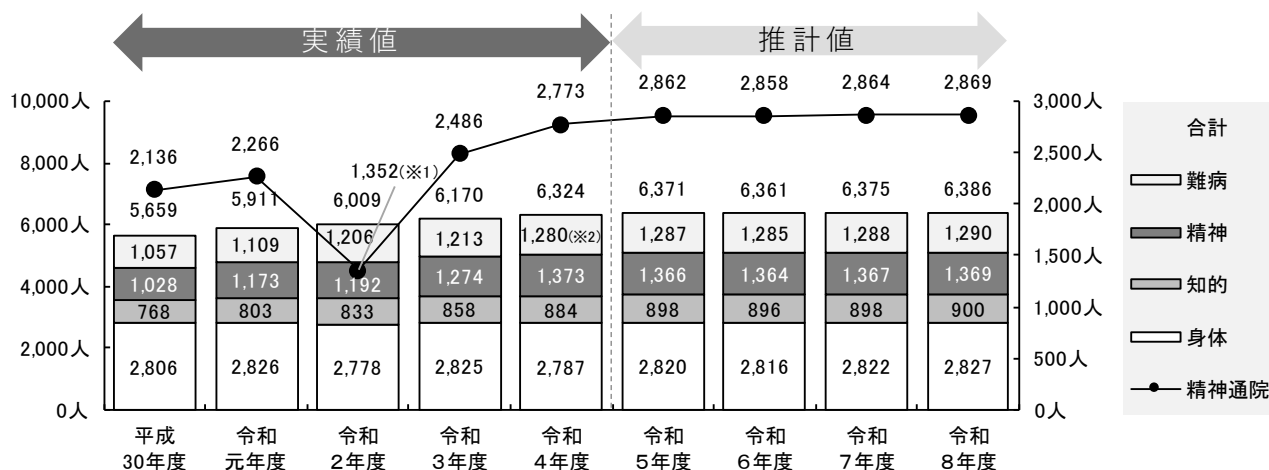
第2章 障害のある人の現状と課題

1 国分寺市の障害のある人を取り巻く現状

(1)障害のある人の人口

市の障害のある人の人口は増加傾向で推移しています。第4次国分寺市障害者計画実施計画（後期）の計画期間においても増加することが見込まれます。

《障害のある人の人口の推移》



資料: 国分寺市(各年度3月末現在)

東京都福祉保健局福祉・衛生行政統計「年報」

東京都の精神保健福祉の動向(多摩地域編)

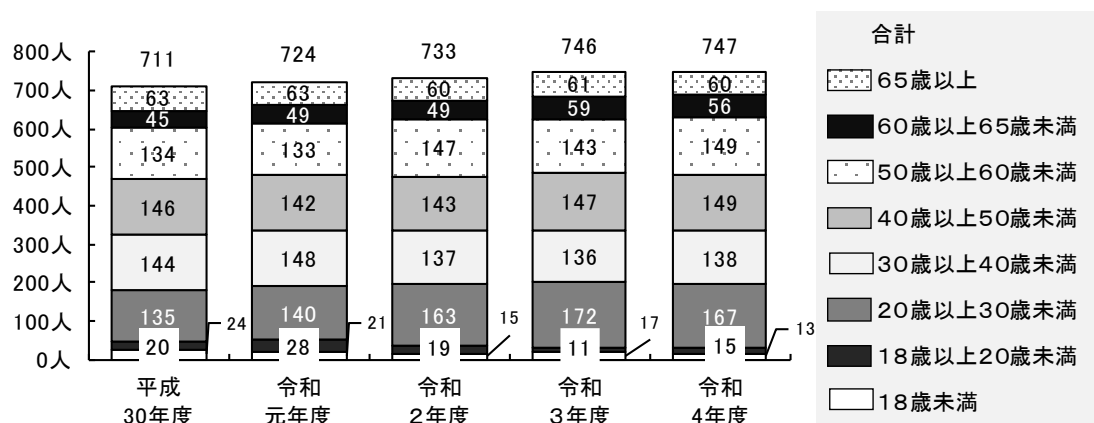
※1: 令和2年度の精神通院医療受給者数は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、省令改正により、令和2年3月1日～令和3年2月末日までに受給者証の有効期間が満了する受給者を対象に、有効期間を2年間延長する措置を講じたことによる減

※2: 令和4年度の難病医療費助成受給者数は推計

(2)年齢区分別障害福祉サービス利用者数

障害福祉サービスの年齢区分別利用者数は、令和4年度時点で、「20歳以上30歳未満」の利用が最も多く、利用者合計は年々増加しています。

《年齢区分別障害福祉サービス利用者数の推移》

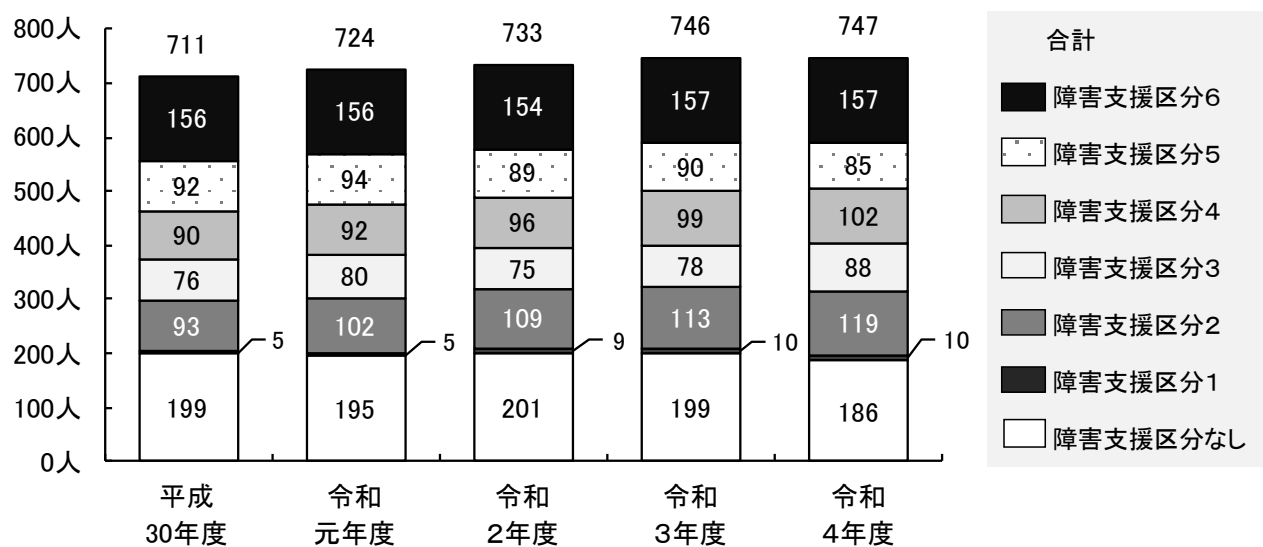


資料: 国分寺市

(3)障害支援区分別障害福祉サービス利用者数 -----

障害福祉サービスの障害支援区分別利用者数は、令和4年度時点で、「障害支援区分なし」が最も多くなっています。「障害支援区分なし」、「障害支援区分5」以外は平成30年度より増加しています。

《障害支援区分別障害福祉サービス利用者数の推移》



資料:国分寺市

2 今後の施策推進に当たっての課題

(1) 前回計画の振り返り -----

第4次国分寺市障害者計画実施計画（前期）では、基本理念の実現に向け、5つの基本目標を掲げ、その達成に向けた取組を進めてきました。

基本目標1 ……自分らしい暮らしへの支援体制づくり

福祉の総合相談窓口の開設、令和5年度重層的支援体制整備事業実施計画の策定、ヤングケアラー支援に関する講演会及び支援講座を開催する等、福祉の総合的な相談窓口の体制整備を図りました。

障害者地域自立支援協議会では、地域生活支援拠点の更なる充実・強化に向けて、「体験の機会・場の活用・充実」を重点テーマとしてニーズ把握を行うとともに、障害のある人の「親亡き後」の自立を見据えた取組の一つとしてミドルステイの実施に向けて検討を進め、令和5年度より実施できる見込みとなり、障害のある人が個々のニーズに合わせて日常生活及び社会生活を送ることができるような体制を整備しました。

一方で、相談支援体制については、計画（障害児）相談支援を希望するすべての人が利用できるようにすることが課題となっており、基幹相談支援センターを中心に相談支援専門員の現状把握や相談支援専門員の負担軽減に向けた取組が必要です。

基本目標2 ……自分らしい社会参加や学びへの支援

子どもの発達に関する情報に触れることが容易となり、発達の遅れに関する不安を抱える保護者が増えていることを背景に、こどもの発達センターつくしんぼ事業全体の需要が高まっています。需要の高まりに対し、専門的かつ機動的な対応が図れるよう児童発達支援センターの令和6年度中の設置に向け検討を進めていく必要があります。

基本目標3 ……自分らしい働きかたへの支援

障害者就労支援センターの登録者数増加に伴い、相談内容が多様化・複雑化し、生活支援や不安解消が課題となっており、個々のケースに応じた丁寧な支援が実施されています。障害者就労施設等の販路拡大の支援については、地域活性化包括連携協定を活用した商業施設での販売会の実施を行う等、工賃の向上につながる福祉的就労の充実に向けた取組が行われています。また、地域生活支援拠点における「体験の機会・場」を充実させるため、地域自立支援協議会を中心に協議を行い、障害者就労支援事業所が実施する体験実習を報酬化しやすくする取組がなされています。これらの取組により、障害のある人が能力や適性に応じて仕事に就き、働き続けられるような支援が図られています。今後も、障害者就労施設等の販売会や価格表を活用した新規受注の開拓等、更なる支援の拡大に取り組む必要があります。

基本目標4……共に生きる地域社会づくり

第4次国分寺市障害者計画実施計画（後期）の計画期間内においては、市役所新庁舎が供用開始する予定であり、供用開始に合わせた情報提供体制及び意思疎通支援の充実が望まれます。

バリアフリーの推進については、各事業者が実施する事業や予定期間等を示す具体的な計画を定める特定事業計画が策定され、今後は、だれもが自由に外出し、行きたい場所に行ける環境の具体化に向け進めていく必要があります。

震災総合防災訓練事業他、防災対策の推進に係る重点事業について、やや取組が遅れており、障害のある人に対する適切な避難支援や災害時の安否確認の体制整備に取り組んでいく必要があります。

成年後見活用あんしん生活創造事業については、相談件数が増加しており、今後、「成年後見制度利用促進計画」に基づき成年後見制度の理解促進等障害のある人の権利擁護のための取組を促進していく必要があります。

第4次国分寺市障害者計画実施計画（後期）期間内においては、障害者差別に関する相談や地域における障害者差別解消のための協議の場設置に向け取り組んでいく必要があります。

基本目標5……自立を支援する人づくり

ガイドヘルパー不足を解消し、障害のある人の自立生活及び社会参加を促進するため、移動支援及び同行援護の従業者養成研修を開始しました。今後も、福祉を支える人材の養成・確保に向け取り組んでいく必要があります。

学校や保育所等において障害のある子どもの特性を踏まえた対応ができるよう必要な研修の実施、人材育成の取組を推進していく必要があります。

(2)各分野の現状と課題について -----

第4次国分寺市障害者計画実施計画（前期）の令和4年度までの進行管理から課題を抽出するとともに、障害のある人を対象に実施したアンケート調査の結果と障害者団体等へのヒアリング結果より、各分野の障害福祉施策に係る現状と課題を整理しました。

● 生活支援

【アンケート調査結果より】

- 日常生活で受けている介助や支援について、5割以上の方が『介助や支援を受けている』と回答しており、その内容は多岐にわたっています。自分の意見や希望をしっかりと聞いてもらえる相談支援体制が求められています。
- お子さま以外の世話や介護の有無について、『している』が4割以上で、お子さまの主な介助・支援者の4割以上が、お子さま以外の世話をしています。そのような現状の中で、保護者の日常生活に関する不安や課題についてみると、回答の上位3項目は、就労についての悩みと介助の負担感に関するものでした。これらのことから、障害の当事者に加え、家族への支援をいかに充実させるかが課題となっています。

【障害者団体等へのヒアリング結果より】

- 福祉人材の不足について多くご意見が出されており、相談支援体制の部分は全てのサービスにつながる出発点であり、優先して取り組むよう意見が挙げられました。

【第4次国分寺市障害者計画実施計画(前期)の令和4年度までの進行管理より】

- 相談支援専門員の確保や相談支援専門員の負担軽減が課題であり、引き続き基幹相談支援センターを中心に取組を進めていく必要があります。
- 計画(障害児)相談支援の対象者、相談支援事業所、相談支援専門員の現状や予測値を的確に把握し、希望するすべての人が支援を受けられる相談支援体制の確立に向けた取組を進めていく必要があります。

● 保健・医療

【アンケート調査結果より】

- 暮らしのために充実してほしいことについて聞いたところ、18 歳以上では「保健・医療サービスの充実」が約2割と高くなっています。特に、難病の診断を受けている人と日常的に医療的ケアが必要な人での回答が高くなっており、障害や難病を抱えていても安心して暮らすことのできる環境づくりが求められています。
- 子どもの障害や心身の不調に気付いたきっかけについて聞いたところ、「医療機関での受診」と「健康診断」が合わせて5割近くなっています。このことから、保健・医療の場での早期発見を、福祉的な支援へと円滑につなげる仕組みづくりが重要といえます。
- 障害者地域自立支援協議会精神保健福祉部会の意見聴取では、学齢期におけるプライマリ・ケア、中高生のメンタルヘルスについて教育分野との連携ができるとよいなどの意見が挙げられました。

【障害者団体等へのヒアリング結果より】

- 医療的ケアが必要になった場合に、これまでの通所先で受入れができなくなり、受入れ先が見つからないことが想定され、課題となっているとの意見が挙げられました。

● 教育・文化芸術活動・スポーツ等

【アンケート調査結果より】

- 余暇の過ごし方について聞いたところ、「文化芸術活動」は3割半ば、「運動やスポーツ」は約4割の回答でした。自由意見には、一般企業に就労している障害者のコミュニティの充実を求める声があります。
- 子どもの日常生活に関する不安や課題について聞いたところ、6～17 歳で「余暇活動（外出、スポーツ、趣味、その他の習いごとなど）」が4割近く、就学後の児童にとって余暇活動の環境づくりは大きな関心事といえます。
- 子どもの通園・通所・通学に関する困りごとや心配ごとについて聞いたところ、「子どもの将来」「今後の進路」が5割台と高くなっています。更に、暮らしのために充実してほしいことについて聞いたところ、「就学後の療育・教育の充実」が最も高くなっており、療育・教育の充実に加え、ライフステージを通じた支援が求められています。

【第4次国分寺市障害者計画実施計画(前期)の令和4年度までの進行管理より】

- こどもの発達センターつくしんぼにおける相談・支援の事業全体(心理相談, 専門相談, 外来グループ)の需要は高まっているが, 外来グループにおいては, 利用者数が減少しているグループも一部見受けられ, 児童発達支援センターの設置に合わせて, 外来グループ等のあり方について検討していく必要があります。
- 公民館における生涯学習の支援事業において, 高齢化等に伴う体力の低下により, スタッフの介助を必要とする参加者が増大していることが課題として挙げられました。

● 雇用・就業

【アンケート調査結果より】

- 現在自宅で過ごしている障害のある人のうち, 「将来, 一般企業で働きたい」意欲を持っている人は, 18~39 歳で7割近く, 40 歳以上 65 歳未満で3割半ばいます。一方, 現在一般企業に就職している障害のある人に, 仕事への不満について聞いたところ, 「仕事中の体調の変化に不安がある」が1割半ばで第2位と高くなっています。また, かつて一般企業を退職した障害のある人に, 退職の理由について聞いたところ, 「体調が悪化した」が2割半ばで, 定年退職を除いて最も高くなっています。これらのことから, 就労時における職場環境の調整や体調管理などに関する助言・指導などの支援が, 一般企業への就労と定着につなげる上で重要となっています。

【障害者団体等へのヒアリング結果より】

- 障害者地域自立支援協議会就労支援部会の意見聴取では, 雇用に結びつくような実習機会の確保や就労体験の充実などについての意見が挙げられています。
- 体験の場を整えるだけでは体験は成り立たないので, 入口と出口(アセスメントと効果)を含めて考えていくことが大切であるとの意見が挙げられ, また, 体験利用の報酬化についても複数意見が出されています。

● 情報アクセシビリティ

【アンケート調査結果より】

- 福祉サービス等の情報の入手経路について聞いたところ、18 歳以上では「市役所の窓口」が4割以上、「市報こくぶんじ」が約4割と市の発行物の利用率が特に高くなっています。特に 65～74 歳は「市報こくぶんじ」が5割近くを占めています。一方、18 歳未満では、「インターネット」が約4割、「友人から聞く」が3割以上で特に高くなっていました。これらのことから、世代や障害の特性に応じて、アクセスの利便性に偏りが生まれることのない発信方法への配慮が重要となっています。

【障害者団体等へのヒアリング結果より】

- どこにアクセスすれば情報が得られるのか、共有する仕組みづくりの要望が挙がっています。
- 映像音声を活用したツールの技術革新が進んでおり、ICTを活用した情報提供体制及び意思疎通支援の充実についての意見が挙げられています。

● 生活環境

【アンケート調査結果より】

- 外出時に感じる困難や不便について聞いたところ、18 歳以上では「歩道が少なく、段差が多い」2割以上と「歩行者や走行自転車のマナーが悪い」2割近くの路上・路面における項目が高くなっています。一方、18 歳未満では「困ったとき、周りの人の助けが得られない」が2割半ばで最も高くなっており、外出時の環境整備が必要となります。

● 安全・安心

【アンケート調査結果より】

- 災害発生時に困ることや不安に感じるについて聞いたところ、18 歳以上では「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」が約4割で最も高くなっています。一方、18 歳未満では「一人では避難できない」が約6割で最も高くなっています。これらのことから、安心・安全な環境づくりのためには、平時、緊急時のいずれの状況であっても、公共施設などの場の整備やバリアフリー化といったハード面だけではなく、ソフト面も推進していく必要性があります。

【障害者団体等へのヒアリング結果より】

- 在宅避難者への支援・情報提供についての意見が複数寄せられました。地域性を見据えた対策を考えていくことが必要であり、想定される避難者や対応方法等について、分野を超えた情報共有と連携が必要で、定期的に災害について考える機会を持つことが大切であるなどの意見が挙げられています。

【第4次国分寺市障害者計画実施計画(前期)の令和4年度までの進行管理より】

- 第4次国分寺市障害者計画実施計画(前期)における防災対策の推進に係る目標指標について、避難行動要支援者の登録者や防災訓練への参加者数といった人数の指標ではなく、災害時における適切な避難支援や安否確認が実行できる情報手段の確立に向けた指標を設定すべきではないかとの意見が挙げられています。

● 差別の解消及び権利擁護の推進

【アンケート調査結果より】

- 障害を理由とする差別を受けたことやいやな思いをした経験の有無について聞いたところ、「よくある」「ときどきある」「ほとんどない」を合わせた『ある』と回答した人が、18歳以上では3割以上、18歳未満では5割以上となっていました。特に、18歳未満では、暮らしのために充実してほしいこととして、3割近くの人が「障害者への理解を深めるための啓発」と回答しています。市民の障害への理解、差別や偏見の解消のためには、「心のバリアフリー」を推進していくことが必要です。
- ヘルプマークとヘルプカードを所持している人のうち、ヘルプマークとヘルプカードを使用することで周囲の手助けを得られたことがあるかについて聞いたところ、18歳以上では6割以上、18歳未満では約8割が援助を受けたことがないと回答していました。
- 障害に関する理解や知識などは、まだ広まっていないため不安に思うとの声があり、障害福祉を推進するためには、制度の整備だけでなく、周りの人に対する障害や病気への理解の促進も課題であることがうかがえます。また、成年後見制度の理解が全体として浅いことから、その充実を望む要望が挙がっています。

【第4次国分寺市障害者計画実施計画(前期)の令和4年度までの進行管理より】

- 成年後見制度の利用を促進と障害のある人の権利擁護を図るため、「成年後見制度利用促進計画」に基づいた取組が必要です。
- 第4次国分寺市障害者計画実施計画(後期)期間内においては、障害者差別に関する相談や地域における障害者差別解消のための協議の場設置に向けた取組が必要です。

● 人材の養成と確保

【障害者団体等へのヒアリング結果より】

- 共同受注の拡充に伴い、事業所による作業品質のばらつきや、物品の保管場所等が確保できず、大きい受注を受け入れることができないという課題があり、事業所間の連携・協力体制や、職員のスキルアップが求められ、市としても側面的な支援の必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 めざすべき姿（基本理念）

だれもがお互いを尊重し、支え合い、

誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合いながら、住み慣れた地域の中で障害とともに自分らしくいきいきと暮らせるまち
自分らしくいきいきと暮らしていくことのできる共生社会を目指します。

そのためには、多様性を認め合い、お互いに支え合う意識を持つことが重要となります。また、共生社会の実現に向け、誰もが自らの決定に基づき社会に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できる環境の整備が求められています。

『第4次国分寺市障害者計画』においては、「だれもがお互いを尊重し、支え合い、障害とともに自分らしくいきいきと暮らせるまち」を基本理念として、すべての市民が障害について一層の理解を深め、障害のあるなしにかかわらず自らの意思で選択した生活を送れるよう、各分野と連携のもと、共生社会の実現に向け、多様な支援ができる体制を市民とともに推進します。

本理念は、国連で2030年までの世界共通の目標として掲げる、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するというSDGs（Sustainable Development Goals）に資するものです。

2 基本目標

『第4次国分寺市障害者計画』では、基本理念に基づき、次の5つの基本目標を設定します。

《基本目標1》自分らしい暮らしの支援体制づくり

《基本目標2》自分らしい社会参加や学びへの支援

《基本目標3》自分らしい働きかたへの支援

《基本目標4》共に生きる地域社会づくり

《基本目標5》自立を支援する人づくり

誰もが住み慣れた地域において、生涯にわたって自分らしい生活を送れるよう、必要な支援を受けながら、自らの意思決定に基づき暮らしていける地域社会を目指します。

基本目標1……**障害のある人が必要とする支援体制づくり**を受けられるよう、身近な地域で気軽に相談できる支援体制の充実を図るだけでなく、各ライフステージに対応しつつ切れ目のない一貫した支援を受けられるよう、各分野の連携のもと、横断的かつ一体的な相談支援体制を整備します。

また、保健・医療・福祉との連携を強化し、障害のある人に対して、適切な保健サービスやリハビリテーション等を充実するとともに、障害の原因となる疾病等の予防、障害の早期発見・早期支援を推進します。

基本目標2……**自分らしい社会参加や学びへの支援**

誰もが自分自身の可能性を最大限に引き出せるよう、自分らしい社会参加や学びへの支援を推進します。

そのために、早期の療育や子どもの特性に合った指導が適切に行われるよう、支援体制の充実に努めます。

また、障害のある人が様々な形で地域社会と関わるために、多様な社会参加の場の確保に努めます。

基本目標3……**自分らしい働きかたへの支援**

障害のある人が能力や適性に応じて、個人の能力を最大限に発揮して働き続けられるように支援します。

そのために、障害のある人の希望に応じて、多様な形態の就労の場や職域の拡大を、地域と協働して推進します。

誰もが社会の一員としていきいきと生活できるよう，障害を理由にした差別や不利益を受けることがなく，社会参加しやすいまちづくりを目指します。

基本目標4……共に生きる地域社会づくり
そのために，すべての市民が障害について一層の理解を深めるよう，障害理解を促進していきます。

また，誰もが気軽に外出し，地域で活動できるよう，ユニバーサルデザインの考え方を活かしたまちづくりを進めるとともに，防犯・防災体制についても充実を図り，地域住民と連携しながら，安心して暮らせるまちづくりに努めます。

基本目標5……自立を支援する人づくり

地域の中で，障害のある人が一人ひとりの障害の種別や特性に合った適切な支援を受けながら，自立して生活していけるよう，自立を支援するための人づくりを推進します。

障害に対する支援の在り方に関する知識や技術は多種多様なため，常に新たな情報提供や研修の実施等により，サービスの質の向上に努めます。

また，障害福祉サービスを担う専門的な人材不足に対応するため，サービス事業者等とも協力して，広報活動を積極的に行います。

施策体系

〔基本理念〕

〔基本目標〕

〔分野〕

〔施策の方向〕

だれもがお互いを尊重し、支え合い、障害とともに自分らしくいきいきと暮らせるまち

基本目標1

自分らしい
暮らしへの
支援体制づくり

1 生活支援

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 関係機関のネットワークの充実
- (3) サービスの質の向上

2 保健・医療

- (1) 障害の早期発見・早期支援
- (2) 障害のある人の健康の維持・増進

基本目標2

自分らしい社会
参加や学びへの
支援

1 教育・文化 芸術活動・ スポーツ等

- (1) 療育・教育の充実
- (2) 生涯学習・文化芸術活動・
スポーツの推進

基本目標3

自分らしい
働きかたへの
支援

1 雇用・就業

- (1) 一般就労支援の充実
- (2) 福祉的就労の充実

基本目標4

共に生きる地域
社会づくり

1 情報アクセシ ビリティ

- (1) 情報提供体制の充実
- (2) 意思疎通支援の充実

2 生活環境

- (1) 移動しやすい環境の整備

3 安全・安心

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進

4 差別の解消 及び権利擁護 の推進

- (1) 心のバリアフリーの推進
- (2) 権利擁護の推進

基本目標5

自立を支援する
人づくり

1 人材の養成と 確保

- (1) 障害理解・病気理解の促進
- (2) サービスを担う人材の養成と確保
- (3) 障害当事者・家族への支援

第4章 第4次障害者計画実施計画

1 実施計画の位置づけ

『実施計画』は、『障害者計画』に基づき、市の障害者施策について、具体的な取組を定めることにより、『障害者計画』を推進することを目的としています。『実施計画』に定められる事業については、『障害者計画』に定められた施策の方向に基づき、取組内容と計画年度における目標値を設定します。計画期間は『障害者計画』の計画期間における前期の3年間とし、令和6年度から令和8年度までとします。

施策の展開

基本目標1……自分らしい暮らしへの支援体制づくり

1-1 生活支援

障害のある人が個々のニーズに合わせて、日常生活又は社会生活を送れるよう、手当、医療費の助成など経済的な支援の充実を図るとともに、障害者地域自立支援協議会等を活用して居住支援に取り組みます。また、相談支援体制の整備、関係機関のネットワークの構築を図ります。

1-1-(1)相談支援体制の充実

■ 取組の方向性

- ◆地域包括ケアの考え方も念頭に、障害のある人やその家族が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、様々な障害種別に対応するとともに、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、横断的かつ一体的な相談支援を提供できる体制を整備します。また、体制の整備に当たっては、住民のニーズの増加等を鑑み、適切な人員の確保に努めます。

■ 重点事業

①福祉の総合相談窓口……＜地域共生推進課＞**新規**

地域福祉コーディネーターが、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、適切な部署や関係支援機関との連携、つなぎを行うほか、

複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯の相談については、重層的支援体制整備事業の一環として、多機関と連携しながら、問題解決に向けて支援します。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
市民が安心して相談できる窓口の体制を維持		継続

②指定特定相談支援事業の体制整備……＜障害福祉課＞

障害者基幹相談支援センター及び相談支援事業所等と連携して相談支援専門員の現状把握や負担軽減に向け取り組み、計画（障害児）相談支援を希望するすべての人が利用できる体制づくりを目指します。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
相談支援事業所数（事業所）	12	13
相談支援専門員数（人）	29	34

③子どもの発達相談……＜子育て相談室＞

心身の発達に心配のある又は発達に遅れのある子どもに関する相談を実施します。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
初診相談件数（就学後含む）（件）	167	228

④教育相談事業……＜学校指導課＞

適切な教育対応を可能にするために、障害の状態を的確に判断するとともに、保護者等の十分な理解を得るため、教育相談や就学相談との連携を図ります。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
相談件数（件）	606	550

1-1-(2)関係機関のネットワークの充実

■ 取組の方向性

- ◆障害のある人の抱える課題や必要とする支援に関する認識の共有化を関係機関において図り、その連携のもと、個々のニーズに対応した支援を総合的に行うためのネットワークの充実を図ります。

■ 重点事業

① 障害者地域自立支援協議会の運営……＜障害福祉課＞

障害のある人が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、障害福祉にかかわる地域の関係者が参加し、障害者地域自立支援協議会を開催します。地域全体で障害福祉に関する課題を共有し、関係機関と連携を図りながら、課題の解決に向けた取組を行います。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
協議会開催回数（回）（専門部会、作業部会及びワーキンググループを含む）	58	45

② 基幹相談支援センターによる地域ネットワーク研修……＜障害福祉課＞

障害福祉にかかわる地域の関係機関や支援者等を対象に、「地域移行」、「障害と介護の連携」、「障害児支援における福祉・医療・教育の連携」などをテーマとした研修等を実施し、地域のネットワーク構築を進めるとともに、関係者の支援力の向上を図ります。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
ネットワーク研修開催回数（回）	3	3

③教育・就学相談体制の整備……＜学校指導課＞

早期から適切な教育相談・就学相談が行えるよう、関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
個別支援委員会開催回数（回）	19	18

④障害者センターにおける高次脳機能障害者支援促進事業……＜障害福祉課＞

高次脳機能障害者，その家族等に対する相談支援を実施するとともに，医療機関，就労支援センター等の関係機関との連携を図り，適切な支援を提供します。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
連絡会開催回数（回）	3	3

⑤障害者センターにおける発達障害者理解促進事業……＜障害福祉課＞

発達障害者に対する理解促進を図るため，市民及び関係機関の職員等への講座及び研修を実施します。また，発達障害者の状況，生活上の課題，社会資源等を把握し，発達障害者への支援につなげます。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
情報交換会開催回数（回）	2	2

1-1-(3)サービスの質の向上

■ 取組の方向性

- ◆サービスの質の向上に向け，東京都とも連携し，サービス提供事業者等への指導検査体制の整備・充実に努めます。
- ◆サービス提供事業者向けに様々な研修を実施し，サービスの質の向上を図ります。

■ 重点事業

①障害福祉サービス等指導検査事業……＜地域共生推進課＞

サービスの質を担保し、給付の適正化を図るため、障害福祉サービス等事業者に対し、指導検査を行います。

指標名	令和4年度実績
実地指導等の実施件数	8

指標名	令和8年度実績
集団指導及び実地指導の実施数（件）	20

②事業者向け研修……＜障害福祉課＞

基幹相談支援センターにおいて、障害福祉にかかわる地域の支援者を対象とした虐待防止、権利擁護、意思決定支援などに関する研修を実施します。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
支援者向け研修開催回数（回）	1	1

1-2 保健・医療

障害のある人の健康維持や、地域において適切な医療を受けられるよう、保健・医療・福祉の連携のもと、障害の特性に応じた支援体制を整備します。

1-2-(1)障害の早期発見・早期支援

■ 取組の方向性

- ◆乳幼児の成長・発達段階に応じた健康診査や相談を通して、障害の早期発見・早期支援を図ります。
- ◆保護者の障害に対する気付きや受容を促すなど、親子を対象とする支援体制を強化・拡充します。

■ 重点事業

①乳幼児健康診査……＜健康推進課＞

各段階で健康診査を行うことにより乳幼児の健康管理を行うとともに、疾病の早期発見・乳幼児の健全育成・保護者への育児支援を図ります。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
健診受診率（％）	3～4箇月児健康診査： 96.0 1歳6箇月児健康診査：100.9 3歳児健康診査： 102.2	100

②発達健診・乳幼児育成事業……＜健康推進課＞

1歳6箇月児健康診査，3歳児健康診査で発達支援が必要とされるお子さんについての個別相談を実施し，育児への助言や障害の有無についてスクリーニングを行います。必要時，発達健診や精密健診へつなぎます。また，乳幼児育成事業では，親子遊びを通じて育児への助言と集団場面での様子を観察して発達の支援を行います。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
発達健診実施回数（回）	17	18
育成事業実施回数（回）	12	12

③母子保健相談事業……＜健康推進課＞

乳幼児母性健康相談や親子ひろばでのミニ相談会や電話，訪問等による個別相談を実施します。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
乳幼児母性健康相談開催回数（回）	9	9
親子ひろばミニ相談会開催回数（回）	21	20

1-2-(2)障害のある人の健康の維持・増進

■ 取組の方向性

- ◆誰もが身近な場所で心と体の健康や体力の維持・増進，機能低下を防ぎ，病気の進行を遅らせるためのリハビリテーション，運動に取り組める環境づくりを進めます。

■ 重点事業

①歯科医療連携推進事業……＜健康推進課＞

歯科衛生士が障害者等歯科相談窓口でかかりつけ歯科医を探すことが困難な障害者，在宅要介護者等の相談を受け，身近な地域で適切な歯科医療を受けられるよう，歯科医師会コーディネーターと連携して対応します。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
障害者等相談件数(件)	103 (電話 88, 訪問 9, 面接 6)	70

②メンタルヘルスセルフチェックシステム(こころの体温計事業)……＜健康推進課＞

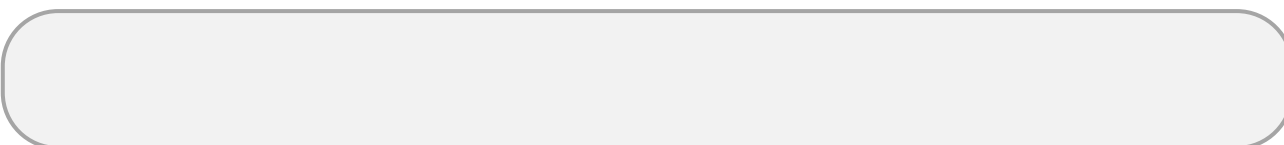
障害のある人の健康への不安や健康づくりにこたえるため，健康や医療の情報を積極的に提供していきます。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
健康や医療の情報提供の継続	市報・ホームページ・ホッとおれんじこくぶんじ等(「こころの体温計」運営)による情報提供 こころの体温計ポスター掲示 ティッシュの配布(市関係機関，市内店舗，薬局，市内イベント事業など3,000個配布) 自殺予防対策パンフレットの発行(1,000部)	継続

③難病患者等言語リハビリ事業……＜障害福祉課＞

難病患者等の言語によるコミュニケーション機能の維持・向上及び咀嚼機能の保持等を図るため、言語聴覚士による言語リハビリ事業を支援します。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
活動支援	継続	継続



2-1 基本目標2……自分らしい社会参加や学びへの支援 教育・文化芸術活動・スポーツ等

一人ひとりに応じた療育や教育を受けられる体制を整えるとともに、生涯にわたり多様な学習機会や社会参加の場を提供し、社会参加を促進します。

2-1-(1)療育・教育の充実

■ 取組の方向性

- ◆一人ひとりに応じた療育や教育を受けられるよう必要な支援を行います。
- ◆子どもたちが、お互いを理解し、認め合うことができるよう、障害の有無にかかわらず、ともに学ぶことができる機会をつくれます。

■ 重点事業

①こどもの発達センターつくしんぼの事業……＜子育て相談室＞

心身障害児や発育上、一時的に援助を必要としている児童に対して、適切な指導援助を行うとともに、保護者の相談を受け、支援の拡大を図ります。また、一貫した支援ができるようネットワークづくりを推進するとともに、発達障害に対する相談業務の拡充を図ります。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
こどもの発達センターつくしんぼにおける相談・支援件数（就学後含む）（件）	6,005	7,218

②児童発達支援センターの設置……＜子育て相談室＞新規

地域における療育の中核となる児童発達支援センターを設置し、18歳未満の発達に遅れのある子どもや障害のある子どもとその家族に対して、地域との連携を図りつつ、切れ目のない支援を実施するための拠点を整備します。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
児童発達支援センター設置		設置

③障害児保育事業……＜保育幼稚園課＞

保育所において、適切な環境のもとで障害児保育が行われるよう、保育コンシェルジュによるニーズに合った保育サービスの情報提供・保育所見学の同行、保育士等の増配置の補助金の交付及び研修等の人材育成を推進していくことで、保育所全園で障害児を受け入れる体制を強化し、障害児の受け入れを推進します。
(参考：令和4年度補助金交付件数 43 件，令和4年度受入施設数 30 園)

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
受入体制の強化	継続	継続

④障害児学童保育事業……＜子ども子育て支援課＞

学童保育所において、障害児を適切な環境のもとで保育を行うことができるよう職員の加配等に対する補助などの支援を行いながら、受け入れを行います。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
補助金交付件数（件）	14	22
受入施設数（公立及び私立）（施設）	29	34

⑤副籍制度……＜学校指導課＞

副籍制度における交流及び共同学習を通して，都立特別支援学校と連携しながら障害理解の促進を図ります。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
副籍希望者に対する副籍実施人数の割合（％）	100	100

⑥学校生活支援シートの活用の推進……＜学校指導課＞

障害のある児童・生徒を支援していく長期計画である学校生活支援シートの活用を推進し，対象の児童・生徒の障害に応じた細やかな支援を行います。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
学校生活支援シートが必要な児童・生徒のうち，作成及び活用されている割合（％）	99	100

2-1-(2)生涯学習・文化芸術活動・スポーツの推進

■ 取組の方向性

- ◆障害のある人の生涯学習機会の充実を図るとともに，文化芸術活動やスポーツなどの余暇活動を行うことができる環境を整備し，社会参加や生きがいづくり活動を支援します。また，障害者スポーツの普及啓発などを通じて，障害のある人の地域との交流を図ります。

■ 重点事業

①公民館における生涯学習の支援……＜公民館課＞

知的障害の人が様々な活動を通して，仲間作り，社会性や生きる力を身につけることを目指しています。誰もが地域で学び続けることができるよう，関係機関と連携して居場所や学習機会の提供に努めます。

また，公民館障害者施策協議会を開催し，公民館事業における障害のある人の参加促進及び障害のある人にとって効果的な学習の場となるための環境整備及び支援体制に関することなどについて協議します。

指標名	令和4年度実績
くぬぎ教室，サロンの開催回数	本多：教室 11・サロン 4 並木：教室 11・サロン 4 恋ヶ窪：教室 11

指標名	令和8年度実績
くぬぎ教室，サロン，公民館障害者施策協議会の開催回数（回）	本 多：教室 11・サロン 4 並 木：教室 11・サロン 4 恋ヶ窪：教室 11 協議会：5

②コンサート等の文化芸術活動支援……＜公民館課＞

障害者団体と共催し，同団体の周知と，障害のある人との交流を目的に，市民グループの参加を広く呼びかけ，コンサート等の文化芸術活動を支援します。

指標名	令和4年度実績
コンサートの開催回数（回）	1

指標名	令和8年度実績
コンサート等の文化芸術活動の開催回数（回）	2

③スポーツ推進委員事業……＜スポーツ振興課＞

障害のある人が運動を行う場合の指導等の協力を行います。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
障害者（児）運動会・お楽しみ会への指導協力	実施	継続

④図書館における障害者サービス……＜図書館課＞

読書バリアフリー法に基づき，読書について不自由を感じる視覚障害者等の読書環境を整備します。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
障害者サービス登録者数（人）	48	65

3-1 雇用・就業

基本目標3……自分らしい働きかたへの支援
一般就労及び福祉的就労において、障害のある人が能力や適性に応じて仕事に就き、働き続けられるように支援します。障害福祉サービスの充実や障害者就労支援センターの機能強化を図るとともに、障害者地域自立支援協議会の就労支援部会を中心とした様々な取組を関係機関と連携して推進していきます。

3-1-(1)一般就労支援の充実

■ 取組の方向性

- ◆障害のある人の経済的自立を促進するため、それぞれの障害の特性に応じながら、一般企業等への障害のある人の雇用と定着に向けた取組を進めます。

■ 重点事業

①障害者就労支援センターの運営……＜障害福祉課＞

障害のある人の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害のある人が安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供します。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
就労支援センター登録者数（人）	292	300

②障害者雇用の促進……＜職員課＞

障害者雇用法定雇用率を遵守し、障害のある人の計画的な雇用を図っていきます。障害者雇用推進のために、市が率先して障害のある人の雇用・就労の機会確保の検討を進めていきます。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
障害者雇用率（％）	2.6	2.8

③職場体験機会の提供……＜障害福祉課＞

障害のある人の就労に向けた訓練の一環として、市役所内で職場体験実習を実施します。また、地域の企業でも職場体験実習が行えるよう企業に協力を求めています。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
職場体験実習開催回数（回）	5	5

3-1-(2)福祉的就労の充実

■ 取組の方向性

- ◆一般企業への就労が困難な障害のある人に対しては、適性や能力に応じた多様な福祉的就労の場を確保し、障害のある人の収入の確保を図ります。
- ◆障害者優先調達推進法に基づき、就労継続支援事業所への支援とともに、工賃の向上や魅力ある製品づくりができるよう支援を行います。
- ◆国分寺障害者施設お仕事ネットワークとの連携を更に強化し、農福連携や物品販売の拡充など、障害のある人の就労の場の拡大に努めます。

■ 重点事業

①障害者就労施設等の販路拡大の支援……＜障害福祉課＞

地域活性化包括連携協定等を活用し、障害者就労施設等の販路拡大を支援することで、障害者就労施設で働く障害のある人の工賃向上につなげます。

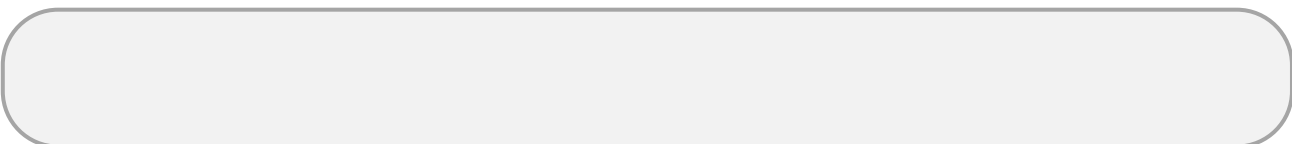
指標名	令和4年度実績
販路拡大	継続

指標名	令和8年度目標値
国分寺障害者施設お仕事ネットワークによる地域活性化包括連携協定を活用した商業施設での物品販売開催回数（回）	3

②障害者就労施設等からの優先調達の推進……＜障害福祉課＞

市の障害者就労施設等からの物品等の調達方針を広く庁内に周知し、障害者就労施設等からの物品・役務の調達を拡大します。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
優先調達の実績がある課（課）	35	35



4-基本目標情報アクセスを促す地域社会づくり

福祉サービスや地域生活に関する情報を、多様な媒体を活用して発信します。

4-1-(1)情報提供体制の充実

■ 取組の方向性

- ◆障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実に努めます。

■ 重点事業

①障害福祉ガイドブックの作成……＜障害福祉課＞

障害のある人の福祉施策・福祉サービスの概要や利用の仕方を掲載した障害福祉ガイドブックを作成し、わかりやすい情報提供を行います。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
発行回数（回）	1	1

②ホームページ運営・バリアフリー事業……＜市政戦略室＞

誰もが必要とする情報を簡便に取得できるよう，ホームページにおけるアクセシビリティ（利用しやすさ）の維持・向上に取り組めます。

指標名	令和4年度実績
ホームページ操作研修回数（回）	1

指標名	令和8年度目標値
アクセシビリティ向上に資する情報提供（回）	1

4-1-(2)意思疎通支援の充実

■ 取組の方向性

◆障害のある人に対して，社会生活における円滑な意思疎通の確保に努めます。

■ 重点事業

①市主催事業等への手話通訳者の設置……＜障害福祉課＞

各課で主催する市民向け事業，傍聴できる審議会等に，必要に応じて手話通訳者を設置するよう努めます。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
設置回数（回）	67	56

②手話通訳者養成講習会……＜障害福祉課＞

手話のできる市民を育成し，手話人口のすそ野を広げることをもって，聴覚障害者の福祉の増進を図ります。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
修了者数（人）	81	81

③遠隔手話通訳システムの導入……〈調整中〉**新規**

聴覚障害者及び外国人の方々に対する市民サービス向上のため、必要とする来庁者がいつ来庁しても、通訳者が直接対応することができる三者通話型システムの導入について検討を進め、手話及び多言語に係る対応サービスの向上を図ります。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
遠隔手話通訳システムの導入		導入

4-2 生活環境

誰もが自由に外出し、行きたい場所に行ける環境を整備します。

4-2-(1)移動しやすい環境の整備

■ 取組の方向性

- ◆障害の重度化、高齢化、進行する病気への対応や社会参加を支援するため、移動サービスの充実を図ります。
- ◆地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進のための計画を作成します。また、公共交通事業者等と連携し、駅施設などのハード面における取組と、障害のある人への意識の啓発などのソフト面の取組の推進を目指します。

■ 重点事業

①福祉有償移送事業所への支援……〈障害福祉課〉

移動制約者や移動困難者の移動手段確保のため、公共交通機関では対応できないサポート部分を補完する福祉有償移送事業所の運営費を支給し、障害のある人の移動手段の拡充を図ります。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
活動支援	継続	継続

②バリアフリーの推進……<まちづくり計画課>

バリアフリーに関する基本構想を策定し、バリアフリーの推進に努めます。

指標名	令和4年度実績
基本構想の策定・運用	バリアフリー基本構想に基づく特定事業計画を策定

指標名	令和8年度目標値
基本構想の策定・推進	基本構想に基づくバリアフリーの推進

③鉄道駅のバリアフリー化の推進……<まちづくり計画課>

視覚に障害のある人などが、駅ホームにおいて、線路への転落、電車との接触等をする事故が全国的に増加していることから、鉄道会社と連携して、ホームドアの設置に向け取り組みます。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
ホームドアの設置	協議	協議

4-3 安全・安心

地域で安心して暮らすことのできる環境を整備します。

4-3-(1)防災対策の推進

■ 取組の方向性

- ◆災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、障害のある人に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行うことができるよう必要な体制の整備を進めます。
- ◆避難所においては、障害特性に応じた情報伝達や物資等の確保、周囲への理解の促進を図るとともに、被災後の自宅での生活においては、地域で連携し、見守りその他の生活支援体制の整備に努めます。

■ 重点事業

①避難行動要支援者の支援……＜地域共生推進課＞

災害時に、自力又は家族のみでの避難が困難な方を対象に、地域の支援者が安否確認や避難の介助を行うための避難行動要支援者の登録制度を周知・運用します。

指標名	令和4年度実績
避難行動要支援者登録者総数（人）	2,218

指標名	令和8年度目標値
地域の支援者との連携を図る取組を進める。	継続

②防災まちづくり推進地区事業, 市民防災推進委員会事業……＜防災安全課＞

町会、自治会やコミュニティ協議会などと連携を図り、地域住民による声かけ・見守り運動を推進します。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
防災まちづくり推進地区（地区）	15	17
委員認定者数（人）	1,325	1,453

③震災総合防災訓練事業……＜防災安全課＞

災害発生時における避難場所、避難行動などの確認、また、日頃の災害への備えなどについて周知を図ります。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
参加者数（人）	2,723	10,000

④災害時個別支援計画の策定……＜障害福祉課＞

在宅で人工呼吸器を使用している方の災害時個別支援計画を策定します。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
災害時個別支援計画を必要とする在宅人工呼吸器使用の障害者に対する計画策定の割合（％）	66	100

4-3-(2)防犯対策の推進

■ 取組の方向性

- ◆悪質、違法な商品購入や契約等により障害のある人が消費者トラブルに巻き込まれたり、財産が侵害されたりしないための取組を推進します。
- ◆障害のある人が犯罪に巻き込まれないための取組を推進します。

■ 重点事業

①消費生活相談室機能強化事業……＜経済課＞

消費者トラブルの複雑化、多様化や相談件数の増加に対応するため、消費生活相談員が受講する研修の機会を増やし、消費生活相談体制を強化します。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
消費生活相談員研修受講人数（延べ）（人数）	49	51

②生活安全・安心メール配信サービス事業……＜防災安全課＞

犯罪、事件情報、不審者情報等を電子メールで市民に提供し、犯罪被害を未然に防ぎます。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
登録者数（人）	21,196	22,500

4-4 差別の解消および権利擁護の推進

障害を理由とする差別が生じることなく、権利が守られる体制を整備します。

4-4-(1)心のバリアフリーの推進

■ 取組の方向性

- ◆「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」を始め、障害に関する様々な普及啓発活動を通し、障害に関する理解促進や差別の解消を推進します。

■ 重点事業

①理解促進・普及啓発事業……＜障害福祉課＞

障害への理解促進に関する講演会等の開催や、「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」の普及啓発活動などを通じて、障害や障害のある人への理解を深め、互いを思いやる心を育む「心のバリアフリー」の推進に取り組んでいきます。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
障害への理解促進に関する啓発活動の実施回数（回）	13	14

②障害者差別解消の推進……＜障害福祉課＞

障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害者差別解消法の改正動向等も踏まえ、普及啓発に努めます。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
障害者差別解消法に基づく取組の実施	職員への普及啓発 障害者差別解消支援地域協議会の設置を検討	職員への普及啓発 障害者差別解消支援地域協議会の設置を検討

4-4-(2)権利擁護の推進

■ 取組の方向性

- ◆知的障害のある人や精神障害のある人など，本人の判断能力が十分でない人を支援するため，成年後見制度等の普及啓発や利用相談に取り組みます。

■ 重点事業

① 福祉サービス総合支援事業……＜地域共生推進課＞

弁護士等による専門相談や第三者性を有する苦情対応機関を設置し，福祉サービス利用に関する苦情への適切な対応を行います。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
苦情相談（障害者福祉に係るもの）	継続 （相談件数：7）	継続

② 成年後見活用あんしん生活創造事業……＜地域共生推進課＞

判断能力の低下により自らの財産管理や日常生活を営むことが困難な方及びその親族への制度利用支援を行います。[また，成年後見制度の理解促進等障害のある人の権利擁護のため「成年後見制度利用促進計画」に基づき取組を促進します。](#)

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
相談実人数（人）	48 （知的障害者 12， 精神障害者 21，その他 15）	49

5-1 人材の養成と確保

サービスの拡大と質の向上を図るために、福祉を支える人材の養成・確保に取り組む。基本目標5……自立を支援する人づくり

5-1-(1)障害理解・病気理解の促進

■ 取組の方向性

- ◆障害や病気を理解し、適切なかわりができるようにサービスを担う支援者の養成に取り組めます。

■ 重点事業

①教員研修の推進……＜学校指導課＞

学級担任のための障害児教育にかかわる研修会や情報交換等の研修を行います。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
特別支援教育に関する研修会の開催回数（回）	4	5

②保育所の障害児保育研修……＜保育幼稚園課＞新規

市内を3つのエリアに分け、各エリア内に設置した基幹型保育所が、保育の質の維持・向上のため、相互に連携を図り、外部機関等と連携しながら、保育施設に対して障害児保育に関わる内容なども含めた情報の共有・助言指導・各種研修等を行います。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
障害児保育に関する研修会の開催回数（回）		1

③学童保育所の障害児保育研修……＜子ども子育て支援課＞**新規**

学童保育所に従事する職員の障害児保育に関する知識の習得及び技術の向上のため、各種研修等を実施します。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
学童保育所職員障害児研修実施回数（回）		2

5-1-(2)サービスを担う人材の養成と確保

■ 取組の方向性

- ◆専門的な人材を確保するため、事業者や関係機関と連携し、障害福祉の仕事に魅力や関心を持ってもらえるよう、具体的方法を検討・実施します。
- ◆地域で支援してくれる人を確保するために、ボランティア等の養成に取り組めます。

■ 重点事業

① 知的障害者ガイドヘルパー養成研修及び同行援護従業者養成研修……＜障害福祉課＞**新規**

研修を実施することでガイドヘルパーを増やし、「同行援護」及び「移動支援」を利用しやすくすることで、障害のある方の自立した生活や余暇活動などの社会参加を支援します。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
研修の実施		実施

② 障害者支援ボランティア養成講座……＜公民館課＞

障害のある人に対する理解を深め、ボランティアの養成を目指す講座を開催します。公民館くぬぎ教室の活動や運営の紹介を通して、スタッフの養成を行います。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
講座の開催回数（回）	4	4

5-1-(3)障害当事者・家族への支援

■ 取組の方向性

- ◆障害のある人の地域生活における自立や、その家族の福祉の向上に向けて、市や専門員、当事者団体など一体となって支援に努めます。また、障害者団体の活動の活性化を推進します。
- ◆障害のある当事者同士や家族等が相互に話を聞き、理解し、助け合うピアサポートの取組について支援します。

■ 重点事業

①障害当事者団体等の育成・支援……＜障害福祉課＞

障害のある当事者が、様々な活動を通し、自立と社会参加できるよう、当事者団体の育成と支援をします。また、障害福祉ガイドブック等を通じた周知を行います。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
団体の育成・支援	継続	継続

②ピアサポート支援……＜障害福祉課＞

障害のある当事者同士の交流や、障害者がかかえる、様々な問題の解決に当たるための活動に対する支援をします。

指標名	令和4年度実績	令和8年度目標値
活動支援	継続	継続

第7期国分寺市障害福祉計画・ 第3期国分寺市障害児福祉計画

1 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の基本的な考え方

(1) 障害福祉計画・障害児福祉計画とは-----

『障害福祉計画』は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく『市町村障害福祉計画』として策定するもので、国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び確保すべきサービス量並びに確保のための方策を定める計画です。

『障害児福祉計画』は児童福祉法第33条の20に基づく『市町村障害児福祉計画』として、障害児通所支援等の提供体制を確保するための方策等を定める計画です。

今回の『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』は、第6期・第2期（令和3年度から令和5年度）に係るサービス見込量についての達成状況を踏まえて内容を見直し、令和6年度から令和8年度までの計画を定めます。

(3) 計画の内容 -----

① 記載すべき事項

『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』では、計画に記載すべき事項として計画の実施により達成すべき基本的な目標となる成果目標と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標となる活動指標が定められており、数値目標及び必要なサービス量並びに確保のための方策を定める必要があります。

② 成果目標について

『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』では、国の基本指針に基づき以下の7点について、障害福祉計画等の実績及び地域の実情を踏まえて、令和8年度を目標年度として成果目標を設定します。

成果目標1	施設入所者の地域生活への移行
成果目標2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
成果目標3	地域生活支援の充実
成果目標4	福祉施設から一般就労への移行等
成果目標5	障害児支援の提供体制の整備等
成果目標6	相談支援体制の充実・強化等
成果目標7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

③ 障害福祉サービス等, 児童福祉法に基づく障害児のサービスの見込量と確保のための方策

令和6年度から令和8年度までの各年度における障害福祉サービス及び相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。また, 児童福祉法における障害児への通所サービス及び相談支援についても同様に見込量等を定めます。

④ 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

令和6年度から令和8年度までの各年度における地域生活支援事業の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

2 国の基本指針に基づく成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

障害者の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者（施設入所者）のうち、今後グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者の数値目標を設定します。

【 国の基本指針 】

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

〈実績と目標の経緯〉

成果指標 (指標名称)	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績					目標値
地域生活への移行者数	1人	2人	1人	1人	0人	5人
施設入所者数	79人	80人	74人	72人	70人	80人

【 利用実績と市の目標値設定の考え方 】

- 令和4年度末の地域生活への移行者数は0人、施設入所者数は70人でした。グループホームの整備が進み、地域での生活を推進した結果、新規の施設入所者は少なくなっているが、地域生活への移行者が少ない状況を改善する必要があります。
- ◎ 令和8年度末までに令和4年度末の施設入所者数70人の6%以上に当たる5人が、グループホームを利用する等により地域生活へ移行することを目指します。
- ◎ 施設入所者については、令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数である70人の5%以上である4人を削減することを目指します。

【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
地域生活への移行者数	5人	令和8年度末
施設入所者数	66人を超えない	令和8年度末

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 -----

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議を実施します。

【 国の基本指針 】

- 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域での平均生活日数については、平成 30 年度に上位 10%の都道府県が達成している値、325.3 日以上とすることを基本とする。
- 令和 8 年度の全国の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）の目標値については、令和 2 年度と比べて約 3.3 万人の減少を目指すこととする。
- 精神病床における退院率については、平成 30 年度に上位 10%の都道府県が達成している値、3 ヶ月時点 68.9%以上、6 ヶ月時点 84.5%以上、1 年時点 91.0%以上とすることを基本とする。

〈実績と目標の経緯〉

成果指標 (指標名称)	第 5 期計画			第 6 期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績					目標値
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	検討	設置	4 回	4 回	4 回	4 回

【 利用実績と市の目標値設定の考え方 】

- 令和元年度に地域自立支援協議会の専門部会である精神保健福祉部会を地域包括ケアシステムの協議の場として位置づけました。また、令和 4 年度に精神保健福祉部会の作業部会として地域移行等支援連絡会を立ち上げ、地域生活への移行や安定した生活の構築のためのより具体的な検討を定期的に重ね、年 4 回開催しました。
- ◎ 「保健・医療・福祉関係者による協議の場」として位置づけた障害者地域自立支援協議会精神保健福祉部会を活用し、退院後の精神障害のある人が地域で安定した生活を送るために必要なサービス量を見込み、計画的にサービス提供体制の確保に努めるとともに、医療機関とも連携を図りながら、地域で生活する上で必要な資源やネットワークのあり方について、検討していきます。令和 5 年度より精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場である精神保健福祉部会は、年に 3 回の開催とし、作業部会の活動の報告や検討も含め、協議を継続していきます。

【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3 回	令和8年度末

【 活動指標 】

指標名称	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場における保健，医療（精神科及び精神科以外の医療機関別），福祉，介護，当事者，家族等の関係者ごとの参加者数	12 人	12 人	12 人
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1 回
精神障害者の地域移行支援の利用者数※	2 人	2 人	2 人
精神障害者の地域定着支援の利用者数※	2 人	2 人	2 人
精神障害者の共同生活援助の利用者数※	60 人	65 人	70 人
精神障害者の自立生活援助の利用者数※	1 人	1 人	1 人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】	15 人	15 人	15 人

※ 各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数。

(3)地域生活支援の充実 -----

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）の機能の充実を図ります。

【 国の基本指針 】

- 令和８年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和８年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】

〈実績と目標の経緯〉

成果指標 (指標名称)	第５期計画			第６期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	実績					目標値
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	設置	充実	整備	１	１	１回

【 利用実績と市の目標値設定の考え方 】

- 令和４年度は、地域自立支援協議会において、機能毎に整備状況及び課題を報告し、運用状況の検証及び検討を１回行いました。体験の機会・場の機能強化に重点的に取り組み、地域生活支援拠点等の機能の充実が図られています。
- ◎ 平成３０年度に位置づけた地域生活支援拠点等有する機能を更に充実させるため、障害者地域自立支援協議会を活用しながら、地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討を継続します。
- ◎ 令和８年度末までに、強度行動障害者の支援ニーズを把握し、支援体制を整備します。【新規】（検討中）

【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討	1 回	各年度
強度行動障害者の支援ニーズを把握し、支援体制を整備【新規】	検討中	令和8年度末

【 活動指標 】

指標名称	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数 → 指標名を検討中			
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の年間の実施回数	1 回	1 回	1 回

(4)福祉施設から一般就労への移行等 -----

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労に移行する人数の数値目標を設定します。また、一般就労への定着を図るため、就労定着支援事業の利用者及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

【 国の基本指針 】

- 令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率（※）が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。【新規】

※就労定着実績体制加算：前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合が7割以上であることを要件としている。

〈実績と目標の経緯〉

成果指標 (指標名称)	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績					目標値
一般就労への移行者数 (全体)	25人	22人	14人	32人	29人	31人
一般就労への移行者数 (就労移行支援事業)	20人	22人	11人	28人	26人	29人
一般就労への移行者数 (就労継続支援A・B型 事業)	4人 (A:1・B:3)	0人	3人 (Bのみ)	4人	3人 (A:1・B:2)	2人
一般就労への移行者が 就労定着支援事業所を 利用する割合				57%	30%	6割
就労定着率8割以上の 就労定着支援事業所						7割以上

【 利用実績と市の目標値設定の考え方 】

- 一般就労への移行者数全体の人数は 29 人でした。
- 令和 4 年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数は 26 人でした。
- 令和 4 年度の就労継続支援を通じた一般就労への移行者数は 3 人で、そのうち、就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数は 1 人、就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数は 2 人でした。
- 令和 4 年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち就労定着支援事業所を利用した割合は 30% でした。
- 市内に就労定着支援事業所が無い状況が続いており、開設に向けた取り組みが必要である。
- ◎ 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数については、国の基本指針等に即しつつ、市の実情を踏まえ、令和 8 年度に令和 3 年度実績 (28 人) の 1.28 倍以上にあたる 36 人の一般就労への移行実績を達成することを目標とします。
- ◎ 令和 8 年度末までに、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を 5 割以上にすることを目標とします。【新規】
- ◎ 令和 8 年度において、就労定着支援事業の利用者数を令和 3 年度実績 (25 人) の 1.4 倍以上にあたる 35 人とすることを目標とします
- ◎ 令和 8 年度において、就労定着支援事業所のうち就労定着率が 7 割以上の事業所が全体の 2 割 5 分以上となることを目標とします。

【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
一般就労への移行者数 (就労移行支援事業)	36 人	令和 8 年度末
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所【新規】	5 割	令和 8 年度末
就労定着支援事業の利用者数	35 人	令和 8 年度末
就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所	2 割 5 分	令和 8 年度末

(5)障害児支援の提供体制の整備等

児童のライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制を構築します。

【 国の基本指針 】

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。（※地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること）
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を踏まえ、令和8年度末までに、各都道府県、また必要に応じて政令市において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築を推進すること。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。（医療的ケア児支援センターの設置は新規）
- 各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

〈実績と目標の経緯〉

成果指標 (指標名称)	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績					目標値
児童発達支援センターの設置	検討	検討	検討	検討	検討	検討
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	市内事業所との意見交換	体制構築	体制構築	継続	継続	継続
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	市内事業所と懇談	事業所と懇談	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保	事業所と懇談	事業所と懇談	確保
医療的ケア児支援の協議の場の運用	検討	検討	設置	継続	継続	運用
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数			1人	1人	1人	2人

【 利用実績と市の目標値設定の考え方 】

- 児童発達支援センターについては、令和6年11月設置に向けて、検討が進んでいます。
- 保育所等訪問支援の事業所については令和元年度に、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は令和2年度に開設され、児童発達支援事業所については、令和5年5月に新規開設されました。
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数は、令和4年度末時点で1人でした。
- ◎ 令和6年度の児童発達支援センターの設置に向け、検討を引き続き行っています。また、設置した児童発達支援センターを継続することを令和8年度目標とします。
- ◎ 令和8年度保育所等訪問支援事業について、令和元年に市内事業所が開設されたため、引き続き体制を継続し、活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。（検討中）
- ◎ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を維持することを目標とします。

【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
児童発達支援センターの設置	設置	令和8年度末
障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	検討中	令和8年度末
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の維持	維持	令和8年度末

【 活動指標 】

指標名称	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援の利用児童数※	190 人	200 人	210 人
放課後等デイサービスの利用児童数※	290 人	300 人	310 人
保育所等訪問支援の利用児童数※	6 人	7 人	8 人
障害児相談支援の利用児童数※	120 人	130 人	140 人
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	3 人	4 人	5 人

※ 各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数。

(6)相談支援体制の充実・強化等 -----

相談支援体制の充実・強化等を推進するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた実施体制を確保する。

【 国の基本指針 】

- 令和８年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
 ※基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。【新規】

〈実績と目標の経緯〉

成果指標 (指標名称)	第５期計画			第６期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	実績					目標値
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保				確保	確保	確保

【 利用実績と市の目標値設定の考え方 】

- 地域生活支援拠点である基幹相談支援センター及び相談支援事業所が連携して、相談支援体制の充実・強化に取り組んでいます。
- ◎ 引き続き令和８年度末まで、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の拡充を図ります。
- ◎ 令和８年度末までに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を実施します。【新規】

【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の強化	拡充	令和8年度末
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の改善等を実施【新規】	継続	令和8年度末

【 活動指標 】

指標名称	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言回数	9回	9回	9回
相談支援事業所の人材育成の支援件数，地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	8回	8回	8回
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービスの改善【新規】	継続	継続	継続

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 -----

障害福祉サービス等の多様化，サービス事業者の増加している中，より一層事業者が利用者に対して，必要とするサービスを適切に提供することができるよう，障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

【 国の基本指針 】

- 令和8年度末までに，都道府県や市町村において，サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

〈実績と目標の経緯〉

成果指標	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績					目標値
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築				体制構築	体制構築	体制構築

【 利用実績と市の目標値設定の考え方 】

- 障害福祉サービス等事業者に対する指導検査や集団指導を実施しており，障害福祉課と地域共生推進課で連携し，障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施しています。
- ◎ 令和8年度まで，引き続き障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を継続します。

【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を維持	継続	令和8年度末

【 活動指標 】

指標名称	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数（市町村）	5人	5人	5人

3 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等について、種類ごとに実施に関する考え方、見込量及び見込量確保のための方策を定めます。

(1)訪問系サービス

実施に関する考え方

- 利用実績及び利用者数をもとに、介護者の高齢化などを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- 市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制の整備に努めます。
- 東京都や東京都社会福祉協議会などが行っている研修などの情報提供を行うとともに、基幹相談支援センターにおいて、権利擁護や差別解消などをテーマにした研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。

サービス名	内容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、重度の知的障害、精神障害であって常時介護が必要な方に対して、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や、外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する方等に対して、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供（代筆・代読を含む。）するとともに、移動の援護や外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により、一人での行動が難しい方や常時介護を必要とする方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を行います。

サービス名	内容
重度障害者等包括支援	特に介護の必要性が高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

(2)日中活動系サービス

実施に関する考え方

- 利用実績及び利用者数をもとに、サービス提供基盤の整備動向等による今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- 市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制の整備に努めます。

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要な方に、昼間、障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障害のある人等に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所又は居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障害又は精神障害のある人に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所又は居宅において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
就労選択支援【新規】	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスを行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援（A型）	一般就労が困難な方で、雇用契約に基づく就労が可能な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	内容
就労継続支援（B型）	雇用契約に基づく就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等のサービスを利用して一般企業に就職した方に対し、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。（※障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、医療機関等において実施する「医療型」に分類されます。）

(3)居住支援・施設系サービス

実施に関する考え方

- 利用実績及び利用者数をもとに、障害の重度化・高齢化や「親なき後」等によるグループホームの利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- 市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。
- 強度行動障害等の重度の障害など、障害の特性に応じたグループホームについて、市内の法人及び障害者団体等と連携し、整備促進を図ります。

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していたり、精神科病院等に入院していた方等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助	共同生活を営む住居において、夜間や休日に、相談、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日に、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。

(4)相談支援

実施に関する考え方

- 利用実績及び利用者数をもとに、障害福祉サービスの今後の利用ニーズを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- 市内の相談支援事業所の拡充に向け、既存のサービス提供事業者等に対して、新規参入を働きかけ、情報提供や相談など必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。
- 障害者地域自立支援協議会相談支援部会を中心に、関係機関との連携強化や相談支援の質の向上に向けた取組を行います。
- サービス提供事業者に関する情報など地域の社会資源や各種研修等に関する情報を市内の相談支援事業所に情報提供するなど、相談支援体制の充実に努めます。

サービス名	内容
計画相談支援（個別計画作成）	●サービス利用支援 障害福祉サービス等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行います。 ●継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域での生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する方などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に応じます。

【 第6期障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量と実績 】

サービス名		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
訪問系サービス	居宅介護	利用時間数	1,755 時間	1,229 時間	1,794 時間	1,325 時間	1,833 時間	
		利用者数	135 人	115 人	138 人	126 人	141 人	
	重度訪問介護	利用時間数	9,720 時間	9,089 時間	10,260 時間	9,863 時間	10,800 時間	
		利用者数	36 人	32 人	38 人	33 人	40 人	
	同行援護	利用時間数	754 時間	391 時間	780 時間	534 時間	806 時間	
		利用者数	29 人	22 人	30 人	24 人	31 人	
	行動援護	利用時間数	243 時間	246 時間	270 時間	266 時間	270 時間	
		利用者数	9 人	8 人	10 人	12 人	10 人	
	重度障害者等包括支援	利用時間数	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	
		利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	
日中活動系サービス	生活介護	利用日数	4,740 日	4,314 日	4,800 日	4,836 日	4,860 日	
		利用者数	237 人	230 人	240 人	238 人	243 人	
	自立訓練(機能訓練)	利用日数	28 日	29 日	35 日	10 日	35 日	
		利用者数	4 人	3 人	5 人	2 人	5 人	
	自立訓練(生活訓練)	利用日数	192 日	162 日	204 日	241 日	216 日	
		利用者数	16 人	13 人	17 人	18 人	18 人	
	就労移行支援	利用日数	901 日	837 日	935 日	771 日	969 日	
		利用者数	53 人	46 人	55 人	43 人	57 人	
	就労継続支援(A型)	利用日数	336 日	239 日	336 日	255 日	336 日	
		利用者数	16 人	11 人	16 人	12 人	16 人	
	就労継続支援(B型)	利用日数	3,536 日	3,410 日	3,655 日	3,671 日	3,757 日	
		利用者数	208 人	203 人	215 人	219 人	221 人	
	就労定着支援	利用者数	20 人	25 人	24 人	25 人	28 人	
	療養介護	利用者数	12 人	11 人	12 人	10 人	12 人	
	短期入所(福祉型)	利用日数	395 日	219 日	400 日	296 日	405 日	
		利用者数	79 人	47 人	80 人	50 人	81 人	
	短期入所(医療型)	利用日数	77 日	57 日	77 日	69 日	77 日	
		利用者数	11 人	6 人	11 人	9 人	11 人	
サービス系	自立生活援助	利用者数	1 人	1 人	1 人	0 人	1 人	
	共同生活援助	利用者数	137 人	162 人	144 人	180 人	151 人	
	施設入所支援	利用者数	80 人	72 人	80 人	70 人	80 人	
相談支援	計画相談支援	利用者数	106 人	115 人	111 人	134	116 人	
	地域移行支援	利用者数	2 人	1 人	3 人	2 人	3 人	
	地域定着支援	利用者数	2 人	2 人	3 人	0 人	3 人	

※ 各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数。

【 第7期障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量 】

サービス名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	居宅介護	利用時間数			
		利用者数			
	重度訪問介護	利用時間数			
		利用者数			
	同行援護	利用時間数			
		利用者数			
	行動援護	利用時間数			
		利用者数			
	重度障害者等包括支援	利用時間数			
		利用者数			
	生活介護	利用日数			
		利用者数			
日中活動系サービス	自立訓練(機能訓練)	利用日数			
		利用者数			
	自立訓練(生活訓練)	利用日数			
		利用者数			
	就労選択支援【新規】	利用日数			
	就労移行支援	利用日数			
		利用者数			
	就労継続支援(A型)	利用日数			
		利用者数			
	就労継続支援(B型)	利用日数			
		利用者数			
	就労定着支援	利用者数			
	療養介護	利用者数			
	短期入所(福祉型)	利用日数			
		利用者数			
	短期入所(医療型)	利用日数			
		利用者数			
サ-居住系サービス	自立生活援助	利用者数			
	共同生活援助	利用者数			
		重度障害者の利用者数			
	施設入所支援	利用者数			
相談支援	計画相談支援	利用者数			
	地域移行支援	利用者数			
	地域定着支援	利用者数			

※ 各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数。

4 障害児支援給付事業の見込量と確保のための方策

『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』における「成果目標」の達成に向け、児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービスについて、種類ごとに実施に関する考え方、見込量及び見込量確保のための方策を定めます。

(1)障害児通所支援

実施に関する考え方

- 利用実績及び利用者数をもとに、事業所の開設予定や今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- サービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制の整備に努めます。
- 基幹相談支援センター等において、子ども、教育、福祉等の関係機関の連携の強化やサービスの質の向上を目的とした研修等の取組を行います。

サービス名	内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由で、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められた障害児を対象に、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学している障害児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	児童指導員や保育士が、保育所や児童が集団生活を営む施設等を定期的に訪問し、障害児本人や保育所等のスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にあつて、外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な支援を行います。

サービス名	内容
福祉型障害児入所施設	〇〇〇〇
医療型障害児入所施設	〇〇〇〇

(2)障害児相談支援

実施に関する考え方

- 利用実績及び利用者数をもとに、障害児通所支援サービスの今後の利用ニーズを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- 市内の相談支援事業所の拡充に向け、既存のサービス提供事業者等に対して、新規参入を働きかけ、情報提供や相談など必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。
- 障害者地域自立支援協議会相談支援部会を中心に、子ども、教育、福祉等の関係機関との連携強化や相談支援の質の向上に向けた取組を行います。
- サービス提供事業者に関する情報など地域の社会資源や各種研修等に関する情報を市内の相談支援事業所に情報提供するなど、相談支援体制の充実に努めます。

サービス名	内容
障害児相談支援 (個別計画作成)	●障害児支援利用援助 障害児通所支援等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画の作成を行います。 ●継続障害児支援利用援助 障害児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。

【 第 2 期障害児福祉計画における障害児支援給付事業の見込量と実績 】

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込み
児童発達支援	利用日数	1,055 日	1,254 日	1,093 日	1,291 日	1,131 日	
	利用者数	111 人	152 人	115 人	171 人	119 人	
医療型児童発達支援	利用日数	40 日	33 日	40 日	20 日	40 日	
	利用者数	5 人	6 人	5 人	6 人	5 人	
居宅訪問型児童発達支援	利用日数	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日	
	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	
放課後等デイサービス	利用日数	2,043 日	2,362 日	2,081 日	2,525 日	2,119 日	
	利用者数	215 人	259 人	219 人	269 人	223 人	
保育所等訪問支援	利用日数	8 日	3 日	12 日	8 日	16 日	
	利用者数	2 人	2 人	3 人	4 人	4 人	
障害児相談支援	利用者数	53 人	77 人	55 人	101 人	57 人	

※ 各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数。

【 第 3 期障害児福祉計画における障害児支援給付事業の見込量 】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用日数			
	利用者数			
医療型児童発達支援	利用日数			
	利用者数			
居宅訪問型児童発達支援	利用日数			
	利用者数			
放課後等デイサービス	利用日数			
	利用者数			
保育所等訪問支援	利用日数			
	利用者数			
障害児相談支援	利用者数			
福祉型障害児入所施設	利用者数			
医療型障害児入所施設	利用者数			

※ 各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数。

検討中

5 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、種類ごとに実施に関する考え方、見込量及び見込量確保のための方策を定めます。

(1) 必須事業

実施に関する考え方

- 利用実績及び利用者数をもとに、また、今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

①理解促進研修・啓発事業

障害への理解促進を図るため、市民に分かりやすい啓発イベント等を開催します。

②自発的活動支援事業

障害当事者やその家族同士の情報交換のできる自発的な交流活動の支援を図ります。

③相談支援事業

障害者地域自立支援協議会を活用しながら、基幹相談支援センター、相談支援事業者、事業所等の連携を図り、相談支援業務の充実を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の普及に努めます。なお、親族による申立てが困難な判断能力が不十分な障害者について、市が申立てを行うとともに、成年後見にかかる費用を助成します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度推進機関である社会福祉協議会の権利擁護センターこくぶんじと連携し、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備に努めます。

⑥意思疎通支援事業

手話通訳者派遣については、手話奉仕員養成講習会を継続実施し、手話通訳者の

確保に努めます。また、市役所での手話通訳者の配置を継続します。

⑦日常生活用具給付等事業

障害福祉ガイドブックなどを通じて事業内容の周知に努めます。また、利便性等を十分に考慮しながら種目の見直し等を検討していきます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修では、養成講習会を引き続き実施し、通訳者を養成していきます。

⑨移動支援事業

移動支援事業については、ヘルパーの充実が課題です。事業所等との連携により、事業の推進を図ります。

⑩地域活動支援センター事業

地域活動支援センターについては、関係機関との連携を図りながら支援体制を整え、広く情報提供を行うことにより利用の促進を図ります。

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民への働きかけを強化することにより、障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障害のある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組への支援を行います。
相談支援事業	ア 障害者相談支援事業 障害のある人や障害のある児童の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用に関する支援等を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のための必要な支援を行います。 イ 基幹相談支援センター 障害のある人等の総合的な相談に応じ、権利擁護のために必要な援助を行うほか、関係機関と連携し、障害のある人等が地域で自立して自分らしく生きていけるように支援を行います。また、相談支援体制の強化のために相談支援事業者等に対する研修を実施します。 ウ 住宅入居等支援事業 地域での単身生活を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、支援を行います（共同生活援助入居者を除く）。

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害のある人の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度の利用が有効と認められる障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	障害のある人の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動への支援を行います。
意思疎通支援事業	意思疎通の円滑化を図ることを目的として、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的として、障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話表現技術を習得した人材の養成を行います。
移動支援事業	地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、屋外での移動が困難な障害のある人等について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターⅠ型事業所において、相談支援や専門職員（精神保健福祉士等）による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。 地域活動支援センターⅢ型事業所において、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等を行います。

(2)任意事業 -----

見込量確保のための方策

①日中一時支援事業

事業所等との連携により、事業の推進を図ります。

②訪問入浴サービス事業

重度の身体障害のある人の身体の清潔保持等を図るため、訪問入浴サービス事業を継続して実施します。

③自動車運転免許取得・改造助成事業

障害福祉ガイドブック等を通じて事業内容の周知に努めます。

④点字・声の広報等発行事業

視覚障害等により、文字による情報入手が困難な人に対し、市報等の音声版での情報提供を図るなど、障害のある人へのわかりやすい情報提供に努めます。

⑤スポーツ・レクリエーション事業

障害者バスハイク及び障害者運動会・お楽しみ会については、国分寺障害者団体連絡協議会と連携し、事業内容の充実を図ります。

サービス名	内容
日中一時支援事業	障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害のある人等の日中における活動の場を確保します。
訪問入浴サービス事業	重度の身体障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的として、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障害又は知的障害のある人が自動車運転免許を取得する際の費用及び身体障害のある人が自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害のある人等に対して、点訳、音声訳その他障害のある人等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等の障害者関係事業の紹介、生活情報、その他地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的又は必要に応じて適宜提供します。
スポーツ・レクリエーション事業	障害のある人等の体力増強、交流、又は障害者スポーツの普及を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催し、障害のある人がスポーツ・レクリエーションに触れる機会等を提供します。

【 第6期障害福祉計画における地域生活支援事業の見込量と実績 】

事業名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込み
必須事業	理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	
	自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	
	相談支援事業						
	①障害者相談支援事業	5ヶ所	4ヶ所	5ヶ所	4ヶ所	5ヶ所	
	②基幹相談支援センター	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	
	③住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	
	成年後見制度利用支援事業	3人	1人	4人	1人	5人	
	成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	
	意思疎通支援事業						
	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	331 件	156 件	334 件	198 件	336 件	
	②指文字通訳者派遣事業	20 件	2件	20 件	9回	20 件	
	③対面朗読者派遣事業	26 件	11 件	26 件	11 件	26 件	
	④手話通訳者設置事業	実施	実施	実施	実施	実施	
	日常生活用具給付等事業						
	①介護・訓練支援用具	6件	9件	6件	1件	6件	
	②自立生活支援用具	15 件	15 件	15 件	13 件	15 件	
	③在宅療養等支援用具	15 件	14 件	15 件	9件	15 件	
	④情報・意思疎通支援用具	38 件	34 件	40 件	25 件	42 件	
	⑤排泄管理支援用具	2,119 件	2,247 件	2,148 件	2,361 件	2,178 件	
	⑥居宅生活動作補助用具	3件	6件	3件	0件	3件	
	手話奉仕員養成研修事業	74 人	38 人	75 人	81 人	76 人	
	移動支援事業	170 人	142 人	175 人	145 人	180 人	
	地域活動支援センター事業						
	①地域活動支援センター(Ⅰ型)	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	
	②地域活動支援センター(Ⅱ・Ⅲ型)	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	
任意事業	日中一時支援事業	118 人	89 人	123 人	83 人	128 人	
	訪問入浴サービス事業	10 人	11 人	10 人	12 人	10 人	
	自動車運転免許取得・改造助成事業	1人	0人	1人	1人	1人	
	点字・声の広報等発行事業	CD ほか	CD ほか	CD ほか	CD ほか	CD ほか	
	スポーツ・レクリエーション事業	実施	中止	実施	実施	実施	

【 第7期障害福祉計画における地域生活支援事業の見込量 】

事業名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
必須事業	理解促進研修・啓発事業			
	自発的活動支援事業			
	①障害者相談支援事業			
	②基幹相談支援センター			
	③住宅入居等支援事業			
	成年後見制度利用支援事業			
	成年後見制度法人後見支援事業			
	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業			
	②指文字通訳者派遣事業			
	③対面朗読者派遣事業			
	④手話通訳者設置事業			
	①介護・訓練支援用具			
	②自立生活支援用具			
	③在宅療養等支援用具			
	④情報・意思疎通支援用具			
	⑤排泄管理支援用具			
	⑥居宅生活動作補助用具			
	手話奉仕員養成研修事業			
	移動支援事業			
	①地域活動支援センター(Ⅰ型)			
	②地域活動支援センター(Ⅱ・Ⅲ型)			
任意事業	日中一時支援事業			
	訪問入浴サービス事業			
	自動車運転免許取得・改造助成事業			
	点字・声の広報等発行事業			
	スポーツ・レクリエーション事業			

検討中